



## ～ Time is Treasure ～

教職員の働き方改革を推進していくため、市内小中学校での好事例等を紹介していきます。

発行：働き方改革プロジェクトチーム  
 栃木市教育委員会  
 教育総務課教育政策係  
 電話：0282-21-2467  
 FAX：0282-21-2689  
 Email：kyoumu02@city.tochigi.lg.jp

### 栃木第五小学校

## 働き方改革＝デジタル化

### 取組紹介

#### 【さくら連絡網の活用】



【さくら連絡網トップページ】

栃木第五小では、働き方改革の視点として、働き方改革＝デジタル化を心掛けています。いくら管理職が早めの退勤を促そうとも、教職員の意識を高めようとも、物理的な仕事量を減らさない限り真の働き方改革にはつながりません。本校では、文科省通知「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進について」（令和2年10月20日）を参考に、本年度4月よりデジタル化を大いに進めて実践しています。その一つが「さくら連絡網」の活用です。

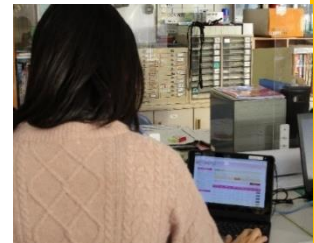
#### 【実際の運用と成果】

##### ① 保護者がアプリで「健康チェック」「学校への連絡」入力、「健康チェック」備考欄に「迎え」や「下校コース変更」、「水泳入水不可」・「持久走不可」の場合記入。「学校への連絡」…遅刻・早退・欠席の連絡

健康観察表や連絡帳代わりとなり、家庭との連絡の省力化を図るとともに、担任が瞬時に児童の健康状態を把握することができました。また、保護者からの連絡にも、迅速に対応できるようになり、職員室での電話対応が激減しました。さらに、水泳カード・持久走カードについても廃止し、健康チェックに統合したために実施不可の場合のみ記入とし、大いに時間が節約でき、情報を共有することで、家庭や児童へのきめ細かいフォローが可能になりました。

##### ② 担任が GIGA タブレットで受信・確認

GIGA タブレットを使用しての「さくら連絡網」の活用により、GIGA タブレットを使用する心理的ハードルが下がり、授業での活用も進むという相乗効果が生まれました。



【担任が GIGA タブレットで毎朝確認】

##### ③ 土日祝日等のコロナ感染状況の把握

アンケートメールを配信するとともに「健康チェック」も行うことで学級閉鎖が起こった場合にも感染状況・健康状態を瞬時に把握することができました。市教委との打ち合わせがスムーズになり、的確な判断へとつながりました。

##### ④ 各種たよりのデジタル化

各種たよりを PDF 化したことで、保護者や教職員へ直接迅速に通知し、いつでも・どこでも確認できるようになりました。これまで下校時刻・部活予定・給食献立を配信してきました。紙での配布も行っていますが、今後、減少させていく予定です。

##### ⑤ 各種アンケートのオンライン化

さくら連絡網や Forms で行い、集計の手間が省け、分析と対応策に時間がかけられました。PTA 総会議決、学校評価、保健・食育関係でも実施し、教育活動に生かしています。

##### ⑥ 今後の展開…危機管理上での情報の共有化

避難時に GIGA タブレットを携帯し、「引渡し完了」「行方不明」ボタンをクリックすることで、情報を共有できます。本年度3度の雷引渡し下校がありましたので、活用の幅が広がります。

**これからも「無理・無駄」を省く決断と発想の転換を行い、デジタル化による働き方改革を大いに進めていこうと考えています。**

## 1. 栃木市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則より

この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（県条例）第6条の規定に基づき、教育職員が行う業務の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を定めたものです。

### 【第3条 時間外在校等時間の上限の範囲】

- (1) 1月について45時間
  - (2) 1年について360時間
- ～一時的又は突発的な業務を行わざるを得ない場合～
- (1) 1月について100時間未満
  - (2) 1年について720時間
  - (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間80時間
  - (4) 1年のうち1月の時間外在校等時間が45時間を超える月数について6月



上限の範囲が決まっているんだね。  
日ごろから意識して業務に当たりましょう！

## 2. 働き方改革推進法による改正(H31.4.1)後の労働安全衛生法体系より

### ～長時間労働者に対する面接指導等～

【厚労省HP参照】

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を強化します。

### 【労働時間の状況の把握】

（改正安衛法第66条の8の3、改正安衛則第52条の7の3第1項、第2項）

事業者は、面接指導を実施するため、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければなりません。事業者は、これらの方法により把握した労働時間の状況の記録を作成し、3年間保存するための必要な措置を講じなければなりません。

学校は、タイムカードを3年間保管しなければなりません。

### 【労働者への労働時間に関する情報の通知】（改正安衛則第52条の2第3項）

事業者は、時間外・休日労働時間の算定を行ったときは、当該超えた時間が1月当たり80時間を超えた労働者本人に対して、速やかに当該超えた時間に関する情報を通知しなければなりません。

栃木市は、過労死ラインを超える教職員の完全解消を目標にしています。

### 【医師による面接指導の対象となる労働者の要件】

（改正安衛法第66条の8第1項、改正安衛則第52条の2第1項）

面接指導の対象となる労働者の要件を、「時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大しました。

～今後、面接指導等が、学校現場にも求められてきます。～  
やはり、ポイントは過労死ラインの時間外勤務80時間の完全解消！！

## 3. 全国を取組事例集について

全国を取組が紹介されています。下記URLへアクセスしてください。

[https://www.mext.go.jp/content/20210330-mxt\\_kouhou01-100002245\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210330-mxt_kouhou01-100002245_1.pdf)